

第二種特定鳥獣管理計画（第6期ツキノワグマ保護管理）の策定について

森林づくり推進課 鳥獣対策係

1 目的

科学的かつ計画的な保護管理により、ツキノワグマと人との緊張感ある共存関係を構築し、「ツキノワグマの個体群の長期にわたる安定的維持」並びに「人身被害の回避及び農林業被害の軽減」を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第7条の2の規定に基づき、「長野県第二種特定鳥獣管理計画（第6期ツキノワグマ保護管理）」（以下、「計画」という。）を定める。

2 計画の期間

令和9年(2027年)4月1日から令和14年(2032年)3月31日まで(5年間)

3 対象地域

県下全域（8保護管理ユニットに区分して管理）（表1、図1）

表1 保護管理ユニットの区域

保護管理ユニット	対象とする区域
長野北部	JR大系線-新潟県境-千曲川-犀川で囲まれた地域
越後・三国	しなの鉄道-信越本線-犀川-千曲川-新潟県境-群馬県境で囲まれた地域
北アルプス北部	JR大系線-国道158号-岐阜県境-富山県境-新潟県境で囲まれた地域
北アルプス南部	国道158号-JR中央本線-岐阜県境で囲まれた地域
関東山地	しなの鉄道-群馬県境-埼玉県境-山梨県境-JR小海線で囲まれた地域
八ヶ岳	しなの鉄道-JR小海線-山梨県境-JR中央本線-JR篠ノ井線-犀川で囲まれた地域
中央アルプス	JR中央本線-天竜川-愛知県境-岐阜県境で囲まれた地域
南アルプス	JR中央本線-山梨県境-静岡県境-天竜川で囲まれた地域



図1 ツキノワグマの保護管理ユニット

4 スケジュール

区分	R8.4	.5	.6	.7	.8	.9	.10	.11	.12	R9.1	.2	.3
環境審議会			● 諮問					● 中間報告				● 答申
検討委員会※1				調査結果検討・中間検討・計画案検討								
ツキノワグマ 専門部会※2				調査結果検討・中間検討・計画案検討								
調査等												県民意見公募、関係機関協議

※1 「特定鳥獣保護管理検討委員会」は、県が作成する特定鳥獣に関する保護及び管理に関する計画の検討並びに適切な実行、事後評価を行うために総合的な見地からの意見の聴取を目的に開催

※2 「ツキノワグマ専門部会」は、特定鳥獣保護管理検討委員会において審議する事項について、専門的な見地から意見の聴取を目的に開催

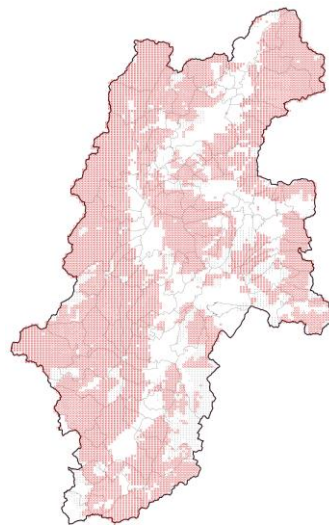
5 ツキノワグマに関する現状

(1) 生息状況

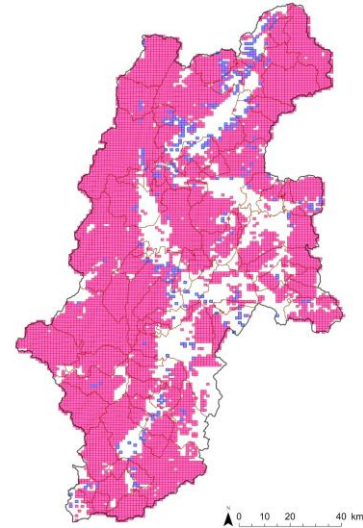
県内では平成 12 年度の時点において、ほとんどの地域にクマの生息分布が確認されている。令和 7 年度の調査結果においては、前回調査した令和 2 年度と比較して生息状況に大きな変化は見られていない。なお、生息状況については、ツキノワグマ（以下、「クマ」という。）の目撃情報、痕跡情報、被害状況及び捕獲情報を基に推定している。（図 2）



図 1 ツキノワグマの保護管理ユニット（再掲）



平成 12 年度（2000 年度）



令和 7 年度（2025 年度）

図 2 ツキノワグマの生息分布

(2) 推定生息数

令和 7 年度におけるクマの推定生息数は、令和 2 年度と比較して中央値は減少したものの、推定幅は概ね同程度で推移しており、生息数には大きな変化は見られていない。なお、クマの推定生息数は、採取したクマの体毛を DNA 分析で個体識別し、統計的手法を用いて推定している。（図 3、表 2）

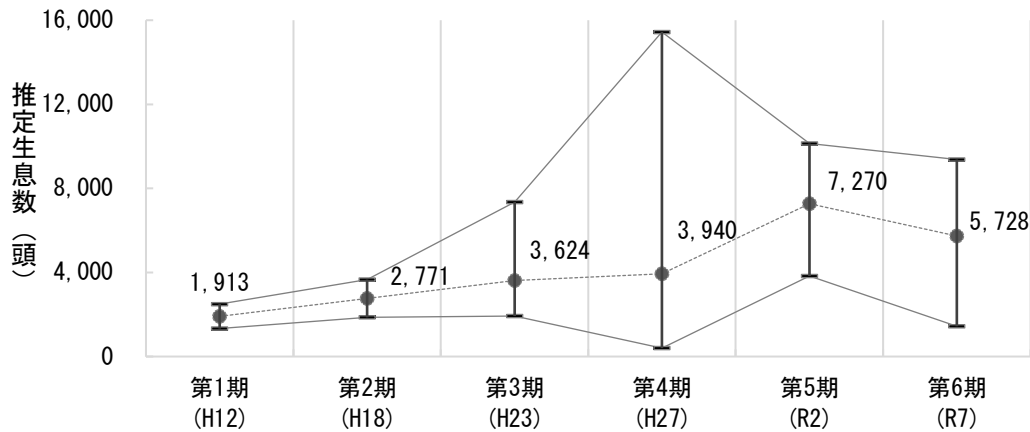


図 3 ツキノワグマの推定生息数の推移

表 2 ツキノワグマの推定生息数

保護管理計画	調査年度	推定生息数 (頭)	中央値 (頭)
第 1 期	平成 12 年度 (2000 年度)	1,325 ~ 2,496	1,913
第 2 期	平成 18 年度 (2006 年度)	1,867 ~ 3,666	2,771
第 3 期	平成 23 年度 (2011 年度)	1,919 ~ 7,348	3,624
第 4 期	平成 27 年度 (2015 年度)	400 ~ 15,440	3,940
第 5 期	令和 2 年度 (2020 年度)	3,831 ~ 10,128	7,270
第 6 期 (案)	令和 7 年度 (2025 年度)	1,434 ~ 9,321	5,728

(3) 目撃件数の推移

クマの出没については、平成 18 年度、平成 22 年度及び平成 26 年度が大量出沒年となっている。令和 7 年度における県全体の目撃件数（人の生活圏及び山林内）は、令和 5 年度及び令和 6 年度と比較して大きな変化はみられなかったものの、ここ 3 年間は人の生活圏の目撃が増えている。また、令和 7 年度を地域別にみると、人の生活圏における秋期（10 月～11 月）の目撃件数が、北アルプス及び長野地域において秋の遅い時期まで出沒が継続する傾向が見られた。この要因としては、クマの主要な餌資源であるドングリ等の堅果類の凶作により、餌を求めて人の生活圏への出沒が継続したものと考えられる。（図 4、図 5、図 6）

県では、毎年夏季に県全域で堅果類の豊凶調査を実施し、秋季におけるクマの人の生活圏への出沒の注意喚起を行っており、令和 7 年度は豊凶調査結果と連動して出沒が多い結果となった。また、令和 6 年度からは目撃件数の状況を踏まえ、「ツキノワグマ出沒注意報・警報」による注意喚起を行っている。注意喚起の方法については、より実態を反映した効果的な手法を今後も検討していく必要がある。

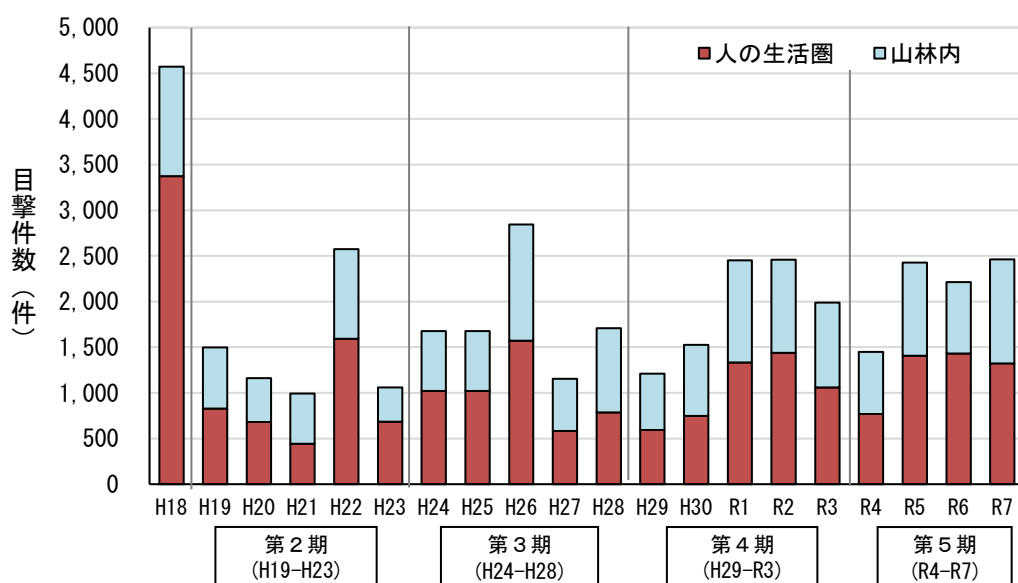


図 4 ツキノワグマの目撃件数の推移（人の生活圏及び山林内）

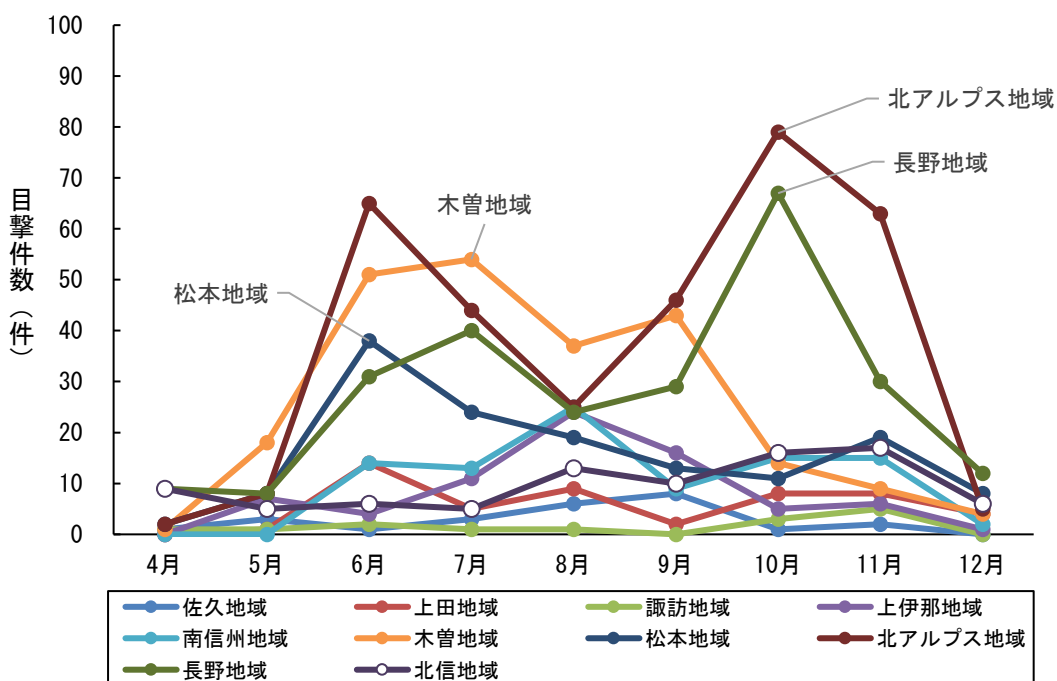


図 5 令和 7 年度におけるツキノワグマの目撃件数の推移（人の生活圏）（地域別）

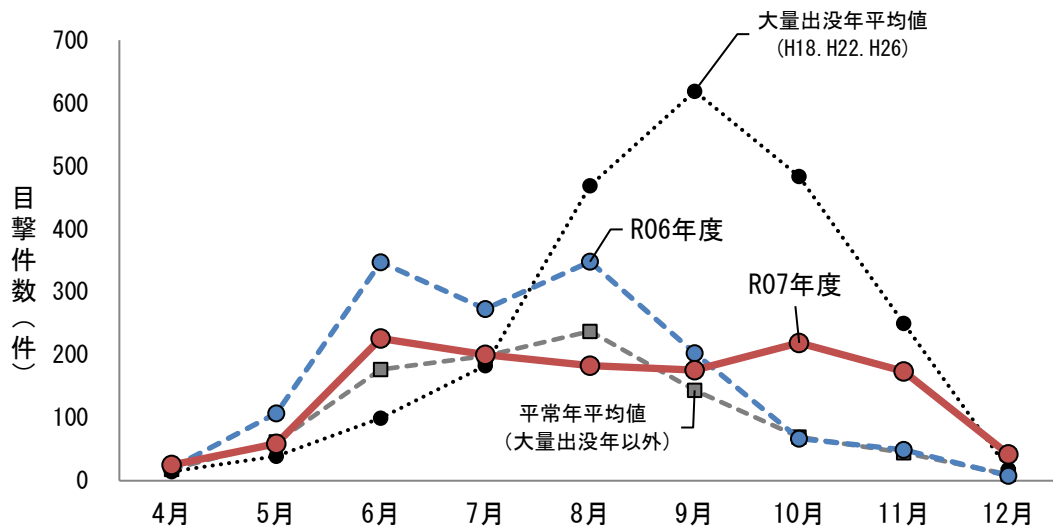
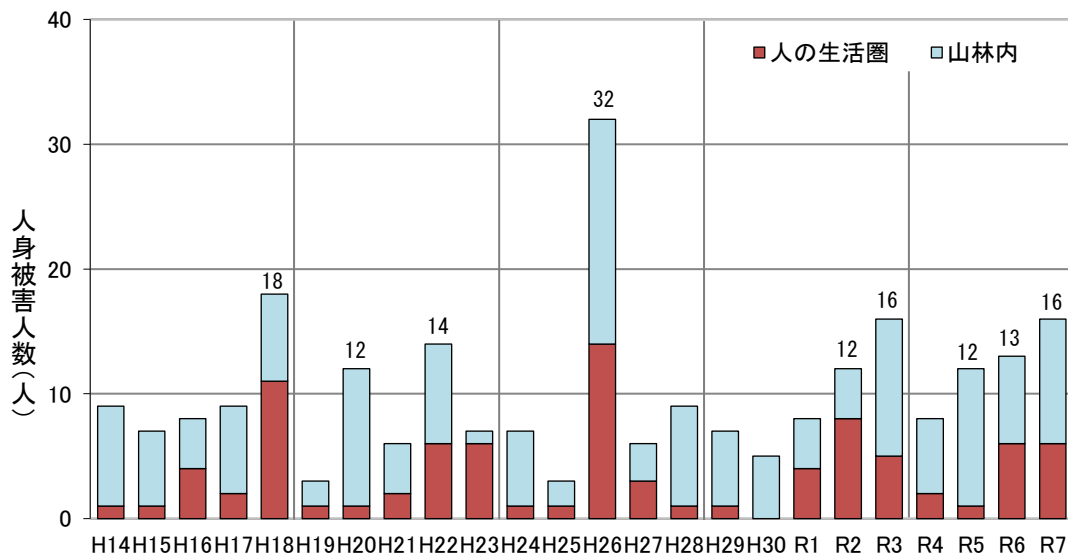


図6 ツキノワグマの目撃件数の推移（人の生活圏）（月別）

(4) 人身被害状況

クマによる人身被害は、大量出沒があった平成26年度に最多の32人を記録した。その後、令和元年度まで10人以下で推移していたが、令和2年度以降は令和4年度を除き10人を超える状況となっている。また、近年の特徴として、令和5年度以降は、いずれも山林内において毎年1件の死亡事故が発生している。さらに、令和7年度に県内において住居に侵入したクマに襲われる事故が発生したことや、全国的に出沒や事故に関する連日の報道が行われたことにより、県民のクマの被害に対する関心が高まっていると考えられる。このような状況の中、県内でも人の生活圏での目撃情報等があった場合には、周辺地域において外出を控える動きや保護者による子どもの送迎の増加などが見られ、県民生活への影響も生じている。(図7)



クマによる人身被害	第1期				第2期				第3期				第4期				第5期							
	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
被害件数(件)	9	7	7	8	16	3	12	5	14	4	7	3	31	6	9	6	5	8	12	16	8	11	12	11
被害人数(人)	9	7	8	9	18	3	12	6	14	7	7	3	32	6	9	7	5	8	12	16	8	12	13	16
うち死者数	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1

図7 ツキノワグマによる人身被害人数の推移

(5) 農林業被害状況

県内では、長年にわたる電気柵等の侵入防止柵設置による被害防除対策に取り組んだ結果、クマによる農業被害額は平成 19 年度以降減少していたが、近年は横ばいとなっている。一方で、林業被害額は令和 2 年度以降に増加し、高止まりの状況となっている。地域別では、南信州、木曽、松本地域で被害が多く発生している。(図 8)

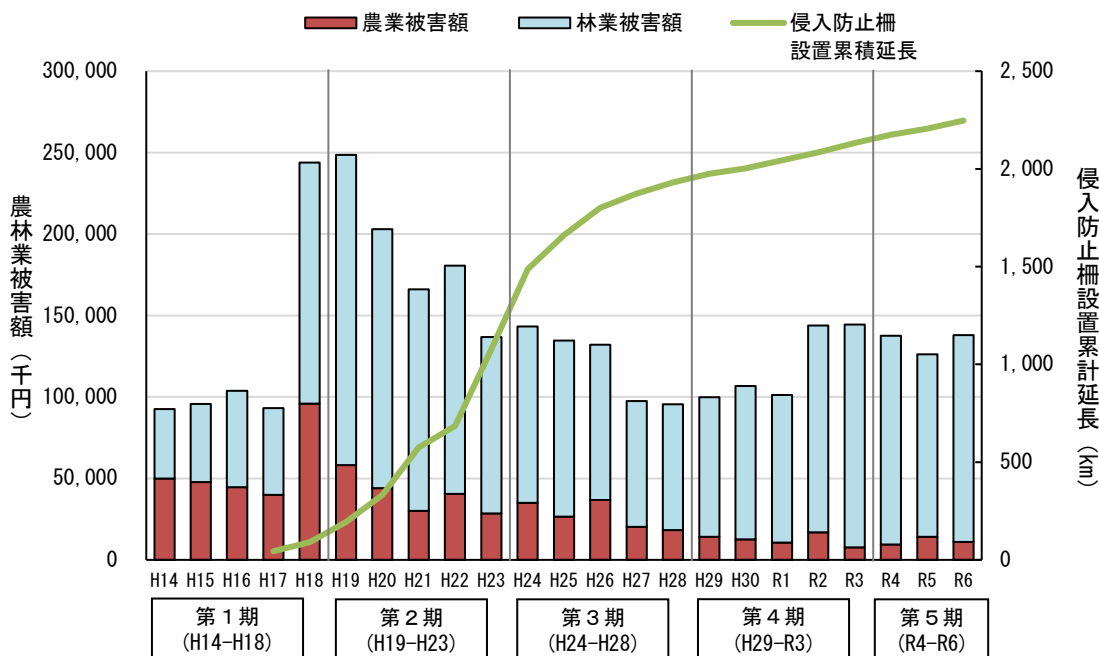


図 8 ツキノワグマによる農林業被害額の推移

(6) 捕獲数の推移

クマの捕獲数は、人の生活圏での目撃が多い年に増加する傾向にある。令和 7 年度の許可捕獲による捕獲数は前年度と比較して大きく増加しており (569 頭、速報値)、令和 7 年度の秋期の人の生活圏への出没が継続したことが主な要因と考えられる。(図 5、図 9)

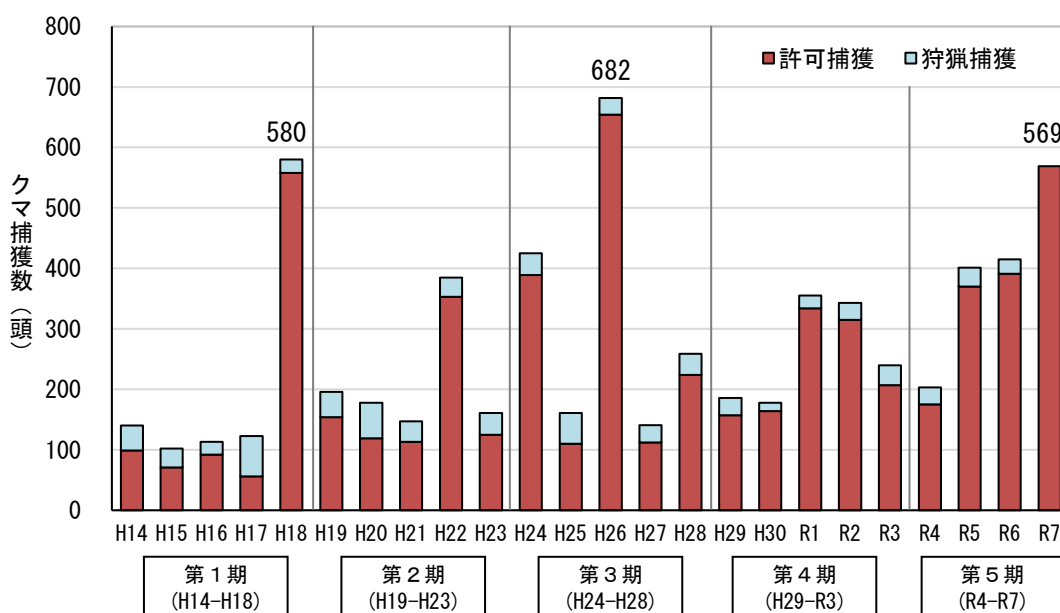


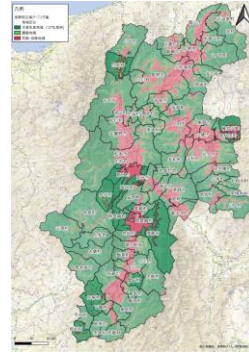
図 9 ツキノワグマの捕獲数の推移

※令和 7 年度の個体数調整は速報値、狩猟は集計中のため未掲載

(7) 地域区分（ゾーニング管理）の導入

第5期計画では、人とクマとのすみ分けの徹底を図るため、市町村が地域区分に応じた管理を行うゾーニング管理を導入し、令和7年度までに県内15市町村でゾーニング管理が導入されている。

県では「ゾーニング管理導入マニュアル」や「全県ゾーニング地図（案）」を作成し、市町村担当者を対象とした研修会を開催するなど、県内全ての市町村への導入を推進している。（図10）

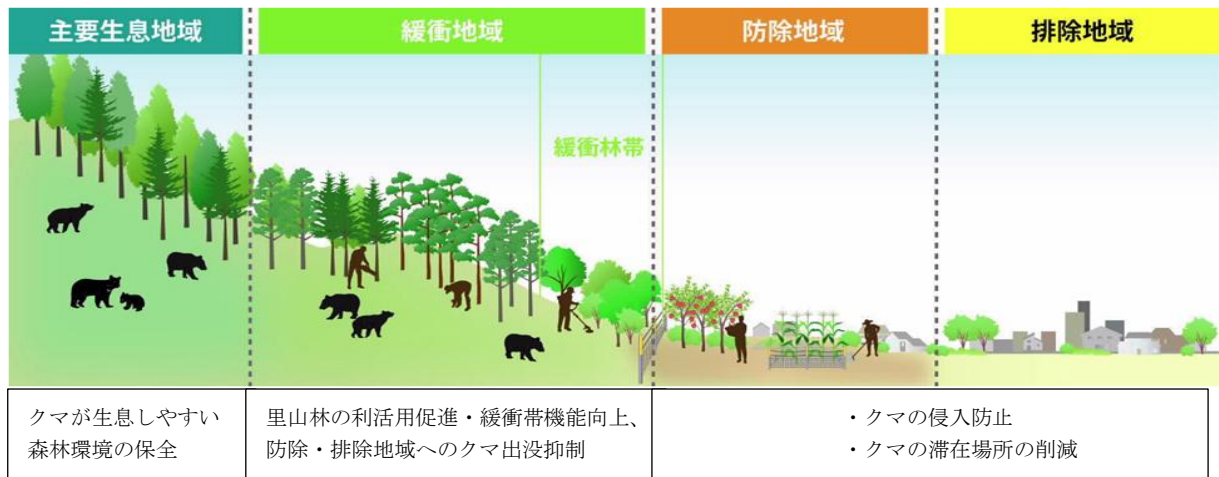


全県ゾーニング地図（案）



ゾーニング地図作成に向けた住民参加ワークショップ

図10 ゾーニング管理のイメージ



(8) 生息環境対策

クマが人の生活圏に近づきにくい環境を整備するため、集落周辺の緩衝帯整備やクマの移動経路となりうる河畔林等の整備を関係機関が連携して進めている。（表3、図11、図12）

表3 緩衝帯整備・河畔林等の整備状況

整備内容	県所管部局	単位	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
緩衝帯整備（森林内）※1	林務部	箇所数(箇所)	20	37	40
緩衝帯整備（農地周辺）※2	農政部	面積(ha)	14.9	13.7	13.8
河畔林等の整備※3	建設部	箇所数(箇所)	19	18	18

※1 長野県森林づくり県民税活用事業（県林務部）※市町村森林整備支援事業

※2 農林水産省鳥獣被害防止総合対策交付金活用事業（県農政部）

※3 長野県森林づくり県民税活用事業（県建設部）※河畔林整備事業



図11 クマの出没があった河川沿いのヤブの刈り払い（R6）
（実施主体：県北信建設事務所、木島平村、地元地区）



図12 河川敷の大径木等の伐採によるクマの移動や潜伏場所の解消（R7）
（実施主体：国土交通省千曲川河川事務所）

(9) 人身被害防止に向けた取組

県内をはじめ全国的にクマによる人身被害が多発した状況を受け、県では令和7年11月に知事を本部長に、県の各部局、地域振興局、教育委員会、警察本部で構成する「ツキノワグマ対策本部」を設置するとともに、「県民の命と暮らしを守るツキノワグマ対策総合パッケージ」を策定し、人身被害防止に向けた対策の強化に取り組んでいる。

【県民の命と暮らしを守るツキノワグマ対策総合パッケージ】

- 柱1 棲み分けの徹底、出没防止策の徹底
(ゾーニング管理、侵入防止柵の整備、緩衝帯の整備、誘引物の適切な処理)
- 柱2 人の生活圏に侵入したクマの捕獲の強化
- 柱3 警察等との連携による緊急対応体制の強化
- 柱4 人材の確保・育成と広域連携
- 柱5 情報発信・普及啓発 (目撃情報の迅速な情報発信、県民・観光客に向けた正しい知識の普及)



目撃情報の発信
(スマートフォン等から閲覧可能)



SNS等を活用したクマ
出没注意報・警報の発信



子ども向け行動ガイド等の配布
(県内全ての小中学生、幼稚園・
保育園の保護者向け)



啓発動画の配信

(県民向け、子ども向け、保護者・
教員・保育士向け、観光客向け)

6 第6期ツキノワグマ保護管理計画に向けた考え方

(1) 第5期計画の基本的な考え方

【保護管理の目標】

- ① 人身被害件数の減 ② 農林業被害の軽減 ③ 個体群の安定的な維持
- ④ 錯誤捕獲数の減 ⑤ 人の生活圏での目撃件数の減

【目標を達成するための方策】

保護管理にあたっては、「生息環境対策」、「被害管理と予防対策」及び「個体の管理」に総合的に取り組む。なお、ツキノワグマと人との緊張感ある棲み分けを構築していくために、狩猟が果たしている役割を評価するとともに、「地域の区分（ゾーニング）」に応じた管理方針を定める。

(2) 第6期計画策定にあたっての留意事項

第6期計画では、第5期計画の内容を踏襲しつつ、以下の点に考慮してツキノワグマ専門部会等で検討を進める。

- ・ 個体群の安定的な維持・管理に向けた科学的データの収集や分析の強化
- ・ 地域区分（ゾーニング管理）の運用に関する支援等（各種補助事業、技術的助言等）
- ・ 人の生活圏へのクマ出没防止対策の推進
（侵入防止柵の整備、緩衝帯の整備、誘引物の適切な処理）
- ・ 人の生活圏に侵入したクマの捕獲及び体制の強化
- ・ 専門的な人材の確保・育成
- ・ 効果的な情報発信及び普及啓発
- ・ 環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）令和8年度版」の内容を踏まえた県計画への反映に関する検討